## 小売等役務商標制度のお知らせ（平成19年4月1日より出願受付開始）

**現状** 小売業者等の商品の品揃え，陳列，店員による説明，カタログにおける説明などのサービスは，商品の販売に伴う付随的な行為とされているため，保護されていません。従って，小売業者等は，自己の取り扱い商品に応じて商品商標として権利取得する必要があり，取り扱い商品が多岐に亘る場合，複数の区分を指定して出願しなければならず，手続や費用の負担が大きいのが問題点でした。
また，個別の商品との具体的関連性が見いだしにくい態様（例えば，店内のショッピングカートやレジに社標が表示してあったり，接客サービスをする店員の制帽・制服・名札に社標を付し，その制服等を着用してサービスを提供すること等の態様）で使用される商標は，商標法により直接的な保護の対象とはなっていませんでした。

**改正** 小売・卸売業務における顧客に対する総合的なサービス活動，商品販売に際して行っている顧客に対する便益の提供（上記品揃え等総合的サービス）を第35類の役務商標として登録することが可能となりました。

| 個別商品との関連性が薄い商標の使用 | 個別商品との関連性が高い商標の使用 |
| --- | --- |
| 例えば，ショッピングカート・店員の名札に商標を貼付すること，小売店舗の看板に商標を貼付すること，広告の隅（枠外）に小売業者等の商標を表示すること | 例えば，スーパー・百貨店のような大手小売業者のプライベートブランド商品（独自開発商品）について商標を使用すること，広告の商品・価格の表示付近に商標を表示すること |
| ↓ | ↓ |
| 小売等役務商標としての保護<br>第35類 | 商品商標としての保護<br>第1類～第34類 |

［補足］ 通信販売の形態による小売等役務について
通信販売（テレビ，新聞，雑誌，インターネットなどの媒体を利用するもの）も，商品の販売を行い，その業務において商品選択を容易にすることや，商品の説明など，顧客に対する便益の提供を行っているものといえます。

**小売等役務に係る商標の出願と審査**

**・出願手続**

平成19年4月1日より小売等役務を指定した商標登録出願の受付が開始されます。願書の記載方式，印紙代等は通常の商標登録出願と同じです。
第35類「○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように指定することになります。（○○○部分は，その小売等役務で取り扱う商品を表示します。）

**・審査**　・　先願登録商標との審査（商標法第4条第1項第11号）

・・出願された小売等役務の商標は，小売等役務の商標と商品の商標と相互に先後願の審査を行います。
但し，いわゆる総合小売（小売等役務の類似群コード：35K01）については，商品の商標との相互の先後願の審査を行いません。

**[具体例] 商品の商標と小売等役務の商標との先後願の審査**
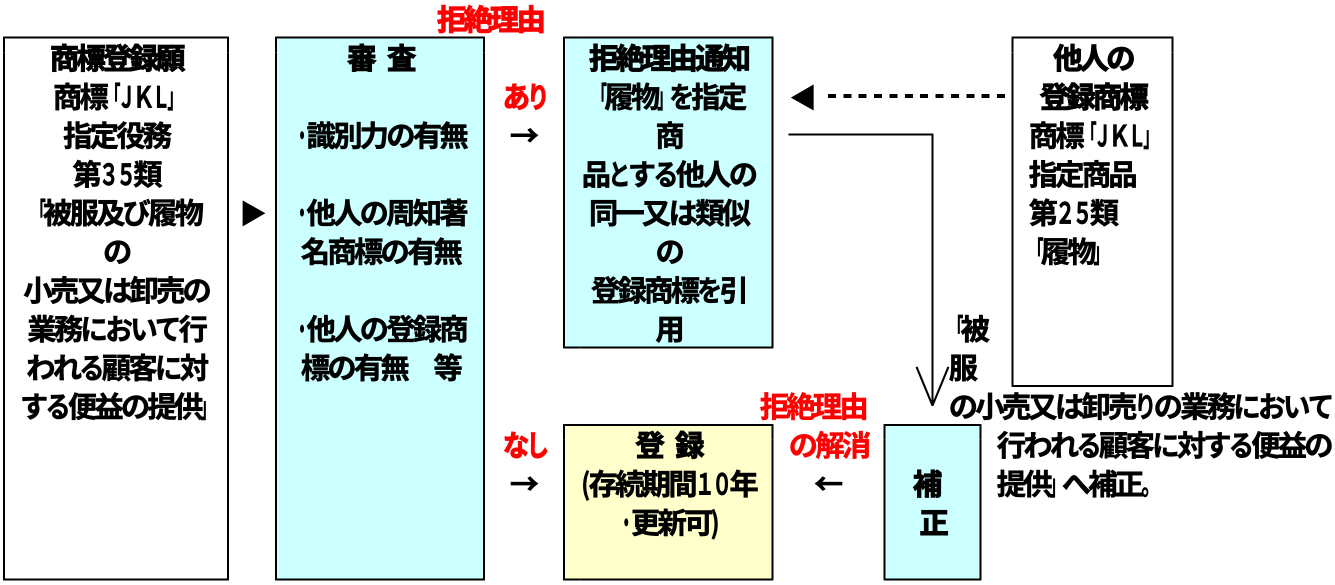
【小売等役務商標出願の流れ】